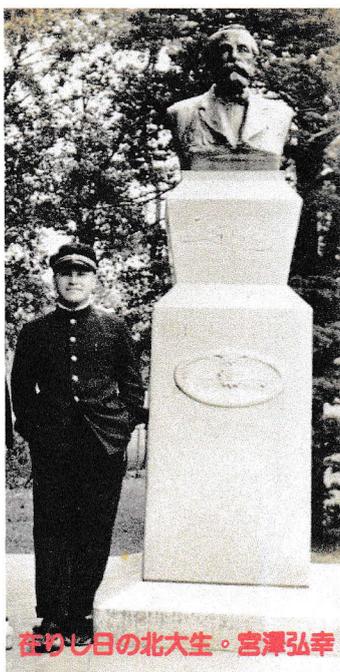


北海道大学との対面交渉から約2カ月が経過しました。この間、7月の参院選では与党が多数を占め、安倍政権は憲法改悪はじめ国民の願いを踏みにじる暴走を始めています。こうした中で、北海道では山本玉樹代表を中心に北大OBのみなさんが宮澤弘幸顕彰を目指す取り組みを開始し、東京では秘密保護法阻止に向けての活動を開始しました。本号では、下記のように10月10日に開催するシンポジウムと、会員の投稿を紹介します。

東京及び近辺の会員のみなさん、10.10シンポジウムには、ぜひともご参加ください。



## “秘密保護法、阻止 10.10 シンポジウム この道は、いつかきた道

宮澤・レーン「スパイ冤罪」事件の再来を許すな

安倍政権は、秋の臨時国会で秘密保護法、国家安全保障基本法等の上程・成立を狙っています。その先には憲法改悪、集団的自衛権行使と、国民を戦争に巻き込む危険があらさまに見えています。

10月10日は、68年前、スパイ冤罪の宮澤弘幸ら、戦争中に反軍・反国家を理由に投獄されていた人たちが放免された日です。その3日後に冤罪作りの張本人「軍機保護法」等も廃棄されました。

伝えられる秘密保護法の骨格は、まるまる軍機保護法の焼き直しです。言論・表現の自由が阻害されます。宮澤・レーン「スパイ冤罪」の真相を広める活動を進めてきた私たちは、この事実を報告することによって秘密保全法の危険性を訴えるとともに、各分野で活動するみなさんと連帯し運

動の発展につなげたく、標記のシンポジウムを企画しました。このシンポへの賛同とご協力をお願いいたします。いつかきた道に行かせないために――。

◇日時 10月10日(木) 18:30~20:30

◇会場 全国教育文化会館・エデュカス東京(7階) TEL:03-3230-3891

地下鉄有楽町線「麴町」6番出口徒歩2分、都営地下鉄新宿線・JR中央線「市ヶ谷」徒歩7分

### <シンポジウムの内容>

- ・ビデオ『レーン・宮澤事件—もうひとつの12月8日』上映
- ・真相を広める会からの問題提起 山野井孝有・本会代表
- ・基調報告 臺 宏士(毎日新聞社会部記者)
- ・参加者からの意見表明(1人5分・10人程度)
- ・まとめ、アピール採択

採択したアピールは、政党・マスコミはじめ出来るだけ多くのみなさんに届け、それぞれの立場で秘密保護法阻止のために立ち上がるよう要請します。

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会  
新聞労連・新聞OB九条の会・千代田区労働組合協議会  
日本ジャーナリスト会議(JCJ)・週刊金曜日



<連絡先> 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

千代田区労働組合協議会 101-0051 千代田区神田神保町 3-2 サライトビル7F  
TEL:03-3264-2905 FAX:03-3264-2906 e-mail:chyda-kr@f8.dion.ne.jp

## 秘密保護法は、軍機保護法がきた道

軍機保護法は1899年7月15日に公布され、1937年盧溝橋の年にスパイ罪法規に抜本改定され、同年10月10日に施行された戦争推進法規です。いま、秘密保護法は、この前来たこの道を行こうとしているのです。軍機保護法を知ることは秘密保護法の危険性を知ることです。なぜなら、敗戦で廃棄された軍機保護法と、いま戦争へ頭もたげている秘密保護法は瓜二つだからです。

### 秘密は、秘密を持っている権力者が決める

軍機保護法は、その第1条第2項で、秘密の種類範囲を「陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定しています。伝えられる秘密保護法では、「秘か否かを決めるのは情報を保有する行政機関」とされています。軍の秘密を持っているのは軍であり、行政の秘密を持っているのは行政機関であり、同じ権力発想です。共に、第三者による歯止めの規定はありません。

### 秘密の種類および範囲は野放図に広がる

軍機保護法は、その第1条第1項で、「作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件」と規定しています。伝えられる秘密保護法では、「国の安全 外交 公共の安全及び秩序の維持」とされています。共に漠然として広範囲で個別具体的に何かを組み込もうとすれば何でも入ります。前者では「其ノ他」が隠れ蓑で、旅先で見聞した公然周知の建造物や出来事までが秘の内であるとされ、有罪にされました。

秘密保護法では「具体的事項を別表等で列挙、指定行為で更に限定・明確化」とされているといいますが、実際にはどうでしょう。軍機保護法でも陸海軍省の省令で列挙されてはいましたが、「作戦、用兵、動員、出師」の枠を超えた「軍事施設」にまで広げ、より漠然と広範囲に羅列して網を張っています。宮澤弘幸らが囚われたのも、この網でした。

### 秘か否かは検証も議論もできない

軍は秘の内容を明かすことを閣議の席でも拒否しました。内容を明かせば、秘が秘でなくなるからです。秘が民主主義に反する最大の理由はここにあります。一度、軍が秘と決めれば、その妥当性を議論することも検証することもできません。

一度、嫌疑をかけられると潔白を証明することも至難となります。

軍機保護法嫌疑の裁判は非公開で、被告人に容疑事実を告げることさえ端折られ、弁護資料を集めることも「秘」を理由に制限され、裁判所も被告人・弁護側に立つことありませんでした。証人さえ立てられません。たとえば「その伝聞は船中で隣合わせた人から秘と知らずに聞いた」と言っても、隣り合わせた人は「その通りです」とは言えません。もし言えば、その人が秘を漏らしたことになり逮捕されるからです。

行政情報公開の原則と真っ向から対立し、公開原則の否定に根拠を与えるのが、軍機保護法であり、秘密保護法なのです。

### 立法の低姿勢と制法の独り歩き

伝えられるところでは、秘密保護法の骨格を議論した有識者会議では「国民の知る権利を害するものではない」「正当な取材活動は処罰対象とならない」「秘密取得行為の処罰は、窃盗、不正アクセス、暴行、脅迫等、犯罪行為等を手段とするものに限定する」等々と歯止めがなされているといえます。

本当でしょうか。これが低姿勢と言えるかどうかはともかくとして、かつて軍機保護法の立法過程（1937年抜本改定時）では、極めて丁寧で真摯な軍の議会答弁がありました。

秘密の種類範囲が野放図に広がる懸念に対しては「統帥事項又ハ統帥ト密接ナル関係ヲ有スル事項ニ関スル高度ノ秘密ヲイフ」と歯止めに明言、探知罪の対象も「不正手段ヲ以テ是等ノ秘密ヲ探知収集スル者ヲ処罰スル」と故意犯に限定しています。「統帥」とは先の条文にあった「作戦、用兵、動員、出師」にかかわる天皇大権のことです。

つまり軍（国家）の存亡にかかる高度の秘密を暴こうとする稀代の悪行のみを摘発し罰するのが立法の目的であり、厳罰を規定することで悪行を未然に抑止するところに意味がある、ということです。この結果、この答弁を付帯決議として明文化することで合意に達し、軍の原案通りに抜本改定が成立しました。

ところが法として制定された途端、軍機保護法は独り歩きを始めました。付帯決議が六法全書には転記されないことをよいことに、運用にあたって

は完全に無視されました。秘密の種類、範囲は「低度」のものにどんどん押し広げられ、不正手段を伴うか否かには全く関係なく、たまたま「見たこと聞いたこと」が捜査の恣意によって探知罪に問われ、「話したこと」が漏泄罪に問われました。「見ざる聞かざる言わざる」に反すればみな罪人にされたのです。

### 「宮澤・レーン『スパイ冤罪』事件」

この典型が「宮澤・レーン『スパイ冤罪』事件

でした。この事件は捜査当局が犯人特定を間違えたとか、見込み違いをしたとか、証拠を取り違えたとか、後になって重要な逆転証拠が見つかったとか、そういう間違いによるものではありません。一度嫌疑をかければ有無言わず罪人に仕立てられる、法そのものに冤罪を生む構造が仕込まれている、それが軍機保護法でした。

事件の詳細については、本会の編纂した冊子『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知って欲しい』をぜひお読みください。

\*\*\*\*\*

緊急声明 2013年9月4日

日本新聞労働組合連合(新聞労連)

中央執行委員長 日比野敏陽

# 民主主義を破壊する「特定秘密保護法」に断固反対する

～戦争は秘密から始まる～

安倍内閣は「特定秘密保護法案」の概要を明らかにした。このような法律が成立すれば、国民の知る権利や取材、報道の自由は侵害され、民主主義社会の基盤も失われることは確実である。国の情報は主権者である国民のものであり、特定の政治家や官僚の所有物ではない。新聞労連は特定秘密保護法案の国会提出に絶対反対の立場を表明するとともに、法案成立阻止に向け幅広い共闘を呼びかける。

公表された「概要」によると、特定秘密保護法は、防衛や外交など安全保障にかんする4分野で「特定秘密」に指定した情報を漏らした公務員を最高懲役10年に処し、情報を漏らすよう共謀、教唆、扇動した者も処罰する。概要では「拡大解釈による国民の基本的な人権の不当な侵害を禁止」する規定が盛り込まれるとされているが、当初は入るとされていた「報道の自由を侵害しない」旨は明記されていない。

仮にそのような規定が盛り込まれたとしても、法律が成立してしまえば、拡大解釈はいくらでも可能である。市民に伝えるべき情報はこれまで以上に公開が制限され、公務員への取材も厳しく規制されることになる。規制を突破してでも取材を試みるジャーナリストは「教唆犯」「共謀犯」として官憲の取り締まり対象になるだろう。

2011年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第1原発事故では、国による情報公開の遅れによって多くの人が、本来避けることので

きた放射能汚染にさらされた。このように、市民、国民の安全、安心のためにも、いま必要なのは情報公開を制限する法律ではなく、情報公開制度のさらなる充実だ。

歴史的にも、国が情報を統制し国民を真実から遠ざけようとするとき、その背後には必ず戦争への準備が進んでいた。安倍政権の悲願である改憲、集団的自衛権の行使容認と今回の特定秘密保護法案の狙いは、同一地平上にあることは、もはや明らかである。

新聞労連は1980年代に「国家秘密法案」が国会提出された際、反対運動の先頭に立って廃案に追い込んだ。国家秘密法と特定秘密保護法はその主旨も狙いも全く同じだ。その意味で、今回の特定秘密保護法案提出の動きは新聞労働者全体への挑戦であると受け止める。新聞労連は法案の成立阻止に向け、労使や立場を越えて共闘の輪を拡大していくことを宣言する。以上



## 宮澤・レーン事件「冤罪の構図」を徹底分析……新パンフレット発行

「真相広める会」は、会則第4条で「スパイ冤罪事件の真相を究め広く社会的に公開・宣伝する」ことを決めています。その一環として、入手できた判決と関連資料をもとに、「冤罪の構図」を解明するパンフレットを発行することにしました。

安倍内閣の秘密保護法制定策動が高まっている今日、宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」の真相を徹底分析し、公開することは大きな意義があると考えています。

このパンフは、10月10日のシンポジウムで配布するとともに、会員のみなさまにお届けします。宣伝はじめ活用をお願いします。

パンフ作成の目的を記した、まえがき（要旨）を紹介します。

冤罪とは、どんなものか。ひとにはわからない。身に覚えのないことで拷問を受け、特みの裁判官は能面を通し、牢獄に落とし込まれる。

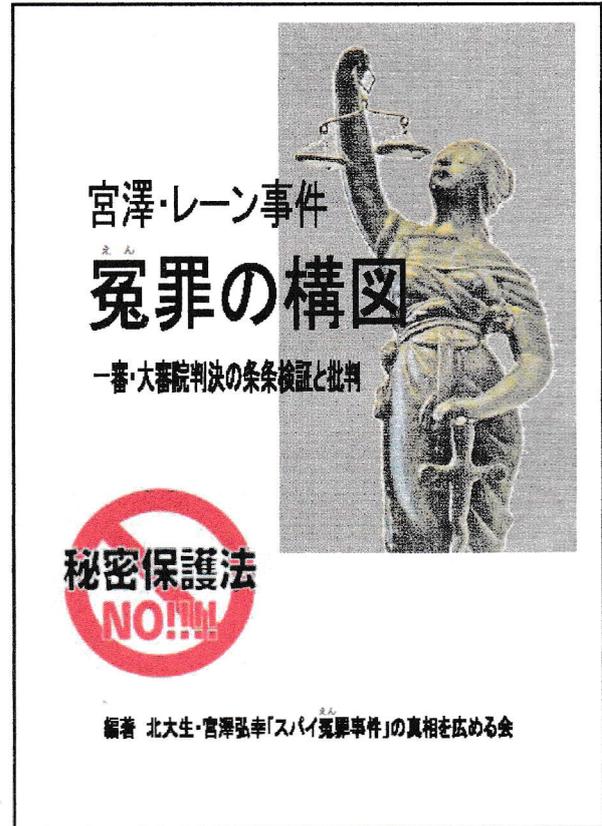
宮澤・レーン事件は、国家によって仕組まれた冤罪だ。それは宮澤弘幸をはじめ冤罪に貶められた人たちの半生を掘り起こし、その時代を極めることによって全貌発掘に努めた弁護士・上田誠吉らの労作によって解明されている。

しかし本来なら冤罪究明の中軸となるべき再審請求はなされていない。それは捜査記録の一切と、裁判・法務記録の大半が敗戦時、本来保存義務のある国家権力自身の手によって廃棄隠滅されているからだ。

だが手を拱くだけで済むわけではない。乏しいながらせつかく残された資料を手がかりに整理し直し、事件全体の構図を法理の上で可能な限り復元すべきと思う。それは冤罪を仕組んだ側からの見立てに基づく復元になるが、裏返せば、追及すべき冤罪の核心が見えてくる。

実際、絶対最終審とされる大審院判決の判示の中には明らかに法適用の誤りがあることさえ指摘することができる。これら誤判、異議については専門家による更なる検証が求められるが、せつかく残された資料を野積みでやり過ごすことはできないと考える。

■  
裁判官の姿勢が悪い。



虚心に、事実を調べ真実を見抜こうとする姿勢がない。

法を見極め、法理をただし、条理を極める姿勢がない。

何よりも罰せられる者の心と思いを思いやる姿勢がない。

冤罪を仕上げているのは裁判官だ。

感情を表にするのは説得力を失うのかもしれない。だが冤罪を見抜くのを怠った裁判官の判決文を目の当たりにすると、こんな思いが突き上げてくる。戦時下、裁判官も厳しい辛い立場にあったことは承知している。だが、あくまで結果責任は負わねばならない。ひと一人の命と名誉を拘束し、最後の断を下しているのだから重い。

時代のせいにはしてはいけない。個別事例のせいにはしてはいけない。それで言い訳し、納得しては、時代と共に、個別事例と共に、また同じ過ちを繰り返すことになる。必ず正面から向き合い、正座して突き詰めなければいけないと思う。

ひと一人の命と名誉が拘束されているのだから、と。

## レーン・宮澤事件の悲劇を繰り返すな

戦争のできる国を目指す改憲を阻上しよう！

軍機保護法・軍法会議の復活を謳う  
自民党改憲案

田中 豊（会員、札幌市在住）

自民党安倍政権は、「アベノミクスによる景気回復」を売り物にして人気取りを行い、その勢いで再び日本を戦争のできる国に導こうという極めて危険な憲法改悪に突進しています。

私達はこれまで、「レーン・宮澤事件」の真相を広め、虚構のスパイ事件デッチあげによる軍機保護法違反の罪に落とし込まれた彼らの名誉を回復し、このような悲劇が再び繰り返されることのないよう訴えてきました。

そして何よりこの事件が、戦争が産み出した悲劇的事件であるという深い認識にたち、戦争反対の声を今日においても叫ばざるを得ない必要を強く感じてきました。

自民党安倍政権は今回参議院選挙の中で、憲法改正の国民投票の国会発議要件を定めた憲法96条を先行改正し、現行の衆参各総議員の3分の2から2分の1以上の賛成に緩和することを主張しています。もちろんこうした改憲のハードルを先行して下げようと意図しているところのものは、①集団自衛権の合法化や国防軍の創設によって日本を戦争のできる国にしていくこと②天皇の元首化によって国家主義を強めること③基本的人権の制限によって国民に対する国家の統制を強めることを狙った自民党の「憲法改正草案」（平成24年4月27日公表）を速やかに押し通そうということに他なりません。

私は自民党改憲案において、「国防軍」を定めた第9条の2項の以下の条文を見て驚愕せざるを得ませんでした。

（国防軍）

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統

制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。  
5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

\*

これはまさに国軍としての軍隊の完全な復活であり、軍機保護法・軍法会議の復活そのものではありませんか。憲法にこのような規定が定められれば「スパイ防止法」や「秘密保護法」などの法律が次々と整備されることとなります。これらが純粹に軍事スパイの取り締まりだけではなく、国の戦争政策を妨げると見なされた者は、場合によっては冤罪事件までデッチあげられて取り締まりの対象とされかねないのです。このことは、レーン・宮澤事件の教訓ともいうべきものです。

私たちは「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」改めて決意し、レーン・宮澤事件の悲劇を二度と繰り返さないため、現行平和憲法を何としても死守していかなければなりません。私達は現に政権を握る政府与党からこのような改憲案が示され、改憲策動が進行していることに対し強烈な危機感を抱きます。

レーン・宮澤事件を広く知らしめることから、多くの方が自民党改憲を阻止することに関心をしめされ行動に立ち上がられんことを、声を大にして呼びかけるものです。

## 山口北大総長、三上同副学長に過去の誤りを認めさせるべきではないか

木暮成一（会員、東京調布市在住）

宮澤弘幸さんのこと、お疲れさまです。広める会の幹事の皆様には、大変なことで存じます。私は会報をお待ちするだけです。第3号では、詳しく分かりました。いつもありがたく存じています。「感想や意見があったら」とありました。私見を申し上げます。

結論は、山口総長、三上副学長にわかって貰うことだと存じます。過去の工学部長の処理が誤っていたということです。秋間さんは、三上副学長を認めていらっしゃる。三上副学長は、平和で、良い社会を求めています。ここを秋間さんは認めていらっしゃるのだと思います。宮澤さんのことは政治の事であり、国家権力が相手のことです。三上さんは、ここの違いが分からないのだと

存じます。会報にもありましたが、出来れば再審で無罪が求められればよいのだと思います。国立大学の総長は、権力や国家を代表するのに近い方です。この方が誤りを認めてくだされば、宮澤さんの名誉は一部にしろ回復できると存じます。

説明を加えます。広い社会の事ではなく、狭い、政治、権力の事ということです。秋間さんは、お兄様の不幸な死は諦めていると存じます。日本の社会に生きてもいる秋間さんの願いは、お兄様のような不幸な人がないような社会を願うだけなのだと思えます。

\*\*\*\*\*

## レーン・宮澤スパイ冤罪と責任・謝罪

### 刈谷純一（幹事、札幌市）

日米開戦の日、レーン先生の官舎を訪れて、出てきたところを特高にスパイ容疑で逮捕され、終戦の年の10月まで監獄に入れられ、骨と皮の状態で釈放され翌年病死した北大工学部の宮澤弘幸君の退学処分を取り消し、名誉回復を求める運動にかかわった。北大も真摯に受け止めてくれ、工学部の山のような文書を再調査してくれた結果、本人の書いた退学願と復学願、学部長による退学許可書などが発見された。したがって北大としては「本人の意思を尊重して処理したので問題はない」と言うのが、平成25年6月25日「対面回答」で三上隆・副学長が我々に答えた基本姿勢で、遺族への謝罪は認めなかった。

しかし我々「真相を広める会」は①拷問にあっている鉄格子の中で退学願を書いた②軍機保護法下では大学から罪名の問い合わせもできなかったと言うが、東大の南原繁総長は学徒出陣する学生たちに「生きて帰って来い」と国家総動員法に違反するような訓示をし、ハーバード大学では留学中の鶴見俊輔氏が同じような容疑で拘留されているとき、彼一人のために鉄格子の中に試験官を派遣し、卒業に必要な試験を受けさせている。北大は「助けて」と訪れた両親を追い返し、学生を守ろうとしなかった点での反省はないのかなどと追及した。

私も「クラーク氏は規則より良心に従えと教えたが、今の北大は規則さえ守れば良いとなってしまったのでは……」と質問した。しかし問題はその問答風景だった。我々幹事6人がテーブルに並び、向こう側に三上副学長、大学文書館助教、総務課長、同補佐の4人が並んでいる。会談の写真を撮ろうとすると文科省派遣の総務課長が、副学長をさしおき「だめっ」と制止しようとする。

「秘密保護法」のことですが、北大総長が、宮澤さんは名誉ある生き方をなされたと認めて下されば、「秘密保護法」を成立させない一番良い批判の一つになると存じます。

幹事のみなさまには、今後もよろしく願い申し上げます。以前いただいた通信だったかに「同窓会に話したりして……」とありました。それで私は卒業した北大文学部の同総会に、簡単ですが「機会があったら、理解を示して下さい」といった内容の手紙を書きました。

札幌農学校開校のとき第1期生を迎え、文部省の役人が「寮生活の規則を作りましょう」と言ったときクラーク氏は「ビー、ジェントルマン。それだけで十分だ」と答え、規則は作られなかった。ところが今、副学長より文科省が決定権を握っているようだ。謝罪すると責任を認めたことになり賠償請求されると考えるのが規則主義者の考えらしい。我々は「スパイの家族」と差別されて暮らした宮澤君の妹さんが生きていたうちに「一步踏み出して守る努力ができなかった点をお詫びします」と言ってもらいたいだけなのだが。法は振りかざさず道徳は高度にというのが北大に流れるクラーク精神の真髄ではないか。

山スキーで遭難死事件を起こした場合、リーダーの責任問題が発生する。これには正解がない。商売のガイドが利益のために手抜きをするなどは論外だが、山とスキーの会のように能力のある者が善意でリーダーを務めている場合、従う者は感謝しながらついて歩く。クラーク精神的には、責任とは言えない事故の場合でもリーダーは「もう一步私の能力が足りなかった点をお詫びしたい」と言うだろうし、正解主義者は「責任を認めたら賠償せよ」と言うだろう。正解主義者は「責任を認めたら賠償せよ」と言うだろう。正解主義者は「責任を認めたら賠償せよ」と言うだろう。無理に正解を作るのが悪法であり、道徳には正解がない。いま秘密保護法が国会に上程されようとしているのだ。

（北大山スキー部への投稿から転載）

